

四輪牧場九州 共有在庫規約運営細則



平成 31 年 4 月 1 日

第1章 出品	1
第1条 出品	
第2条 出品にあたり	
第3条 出品店の義務	
第4条 出品車両の条件	
第5条 出品制限車	
第6条 出品手続き	
第7条 売約処理	
第8条 入力時の注意事項	
第9条 走行距離入力時の特記事項	
第2章 仲介・落札	4
第10条 共有在庫サービスの本部仲介受付	
第11条 自己都合によるキャンセル	
第12条 手数料	
第3章 陸送規定	5
第13条 成約車両の陸送手続き	
第14条 損害補償	
第4章 取引規定	5
第15条 落札店の代金決済	
第16条 出品店の代金決済	
第17条 福祉車両の消費税	
第18条 自動車税	
第19条 リサイクル法	
第5章 書類規定	7
第20条 出品車両の書類	
第21条 書類不備	
第22条 落札車両の書類	
第6章 評価基準	9
第23条 評価基準	
第7章 クレーム規定	12
第24条 本規定の目的	
第25条 規約の改正	
第26条 クレーム防止義務	
第27条 方法	
第28条 クレーム申立て・処理	
第29条 非クレーム対象	
第30条 クレーム対象	
第31条 重要項目	
第32条 ペナルティキャンセル	
第33条 事実の確認	
第34条 値引き交渉	
第35条 その他	

四輪牧場九州 共有在庫規約運営細則

第1章 出品

第1条 出品

会員は、次条以下に定めるところに従い共有在庫サービスに車両を出品する事が出来ます。但し、本部は共有在庫サービスの運営を円滑に行う為に、必要であるならば出品車両の制限をする事が出来ます。

第2条 出品にあたり

出品店は公平誠実な売買に参加するにあたり、以下の事項を厳重に理解し守らなければならない。

第3条 出品店の義務

出品店は次のことを義務として厳守しなければなりません。

1. 車両の出品に際してはエンドユーザーの立場にたつて車両の点検整備を綿密に行い、その仕様、品質の程度等を誠実に申告しなければなりません。
2. 共有在庫システムへの入力間違いがないように慎重に行うこと。
3. リモコンスイッチ、キーレスカード、SDカード等、容易に車外へ持ち出せる部品、及び保証書等は出品店で保管し、成約後登録書類等と一緒に本部へ提出すること。
4. 落札店からクレーム及びトラブルにかかわる申告があった際、本部の調停に協力し、調停が難航した場合、本部の裁定に従うこと。
5. 車検切れの車両は、出品店側でプレート切りを厳守すること。

第4条 出品車両の条件

出品店は、エンドユーザーの立場に立って車両の点検整備を綿密に行い、その仕様・品質瑕疵（カシ）の程度等を誠実に申告しなければならない。又、出品車両は次の条件を揃えておかなければならない。

- ①出品制限車でないこと。
- ②自走可能であること。
- ③自動車保安基準に適合し得るものであること。
- ④車検付車両の場合は自賠責保険が付いていること。（付いていない場合は出品不可）
- ⑤名変しななければならない期限内に登録名義の移転又は新規登録の手続きが可能なもの。
（移転登録の場合→成約日の翌月末迄の委任状、印鑑証明書の有効期限が必要）
- ⑥5日以内に落札車両に必要な名義変更書類が決済しうる車両。
- ⑦出品票に虚偽の申告・誤記入・記入漏れが無く、正確に内容が記載された車両。

第5条 出品制限車

四輪牧場共有在庫運営細則（以下「細則」という）第4条1項に定める出品制限車は、次のとおりとする。

1. 盗難車、接合車、冠水車、差し押さえ車、抵当権付車、解体車等、現状営業ナンバー車、現状レンタカー、車台ナンバー改ざん車。
2. 道路運送車両法により、車検に受からないもの。（ただし、部品交換等で可能なものは除く）
3. 未登録の車両。
4. 永久抹消車、輸出抹消登録車
5. その他、共有在庫としてふさわしくないと本部が判断した車両。

第6条 出品手続き

四輪牧場九州システムにおいて在庫の登録を行う。その際、以下の点に注意する事。

- ①車両販売システムよりを行う。
- ②撮影枚数は最大40枚とし、なるべく多く画像を登録し、成約率の向上を図る。
- ③画像は、コーションプレート、メーター、車両の前からの画像、後からの画像、車内の画像を含め、その他セールスポイント、瑕疵ポイントなどを最低2枚登録し、合計7枚以上を登録する。
- ④プライスボードは外し、店舗の看板や自店情報が映らないように撮影する。

⑤ A A 査定票もしくは四輪牧場九州評価基準に基づき査定を行い正確に記入する。

第7条 売約処理

出品車両が四輪牧場システム以外で売約となった場合、出品店は速やかに四輪牧場システム上の当該出品車両の売約処理を行う。

第8条 入力時の注意事項

出品店は四輪牧場システムへの入力の際、次に定める事項に従い、虚偽の申告、誤入力、入力漏れが無いよう正確に入力すること。これに違反し、誤解を招くおそれのある不明瞭、不適切な入力を行った場合、それに起因するクレームに対し、出品店は他に責任を追及できない。

1. 年式とモデルが違う場合、必ずその旨を入力すること。
2. 前期モデル、後期モデルと記入の場合は、その車両の年式をベースにモデルチェンジ、マイナーチェンジした時点を境に前期、後期と区別する。
3. リース車は自家用扱い、自家用以外は、その旨を入力すること。未入力の場合は自家用車とみなす。
4. 社外（外品）部品の場合、部品名の前か後に「社外」又は「外品」と入力すること。
5. 乗車定員の記載（構造）変更がある場合は入力すること。
6. 外車、逆輸入車等はディーラー車か並行車かを入力すること。（モデル年式がわかれば入力する。未入力の場合は不明とみなす。）また、右ハンドルか左ハンドルかも入力すること。
7. 外装色のカラー、カラーナンバーは必ず入力すること。
8. 色替車の場合は「色替車」と入力すること。
9. コーシンプレートのない車両は、その旨を入力すること。
10. 標準装備品の欠品及び不良の場合は入力すること。
11. レスオプションの場合は外した部品を必ず入力すること。
12. セールスポイントとして入力した部品は正常作動が前提であり、不良の場合はクレームとなります。
13. 8ナンバー登録車は登録内容（キャンピング・放送宣伝車等）を入力の上、装備品に対して欠品もしくは、改造等あれば入力すること。
14. 修復歴がある場合は、修復箇所を入力すること。
15. ワンオーナー車とは、新車登録時から同一の使用者名義であることが基本ですが、商品車登録の名義変更は、可能とします。
16. 「新車保証書」「新車整備手帳」「取扱説明書」がある場合は入力すること。尚、成約時は書類と共に本部に送付することとし、車両に入れたままの紛失等は出品店の責任となりクレーム対象とする。
新車保証書とは、メーカーが新車登録時に発行したもので販売店印（角印）又は、それに準ずるステッカーが記されているものとなります。
ただし、メーカー保証期間が経過した車両については、同冊子内の記録等にて当該車両のものと確認できる場合に限り、保証書とみなす。
◎ディーラーや中古販売店が発行した中古車保証書は保証書としては認めません。
◎点検記録簿とは、過去に法定点検等の整備記録のあるものに限り、
※過去の整備記録が無い場合は、記録簿無しとみなす。

第9条 走行距離入力時の特記事項

1. メーター改ざん車は、走行距離入力欄に現メーターに表示されている走行距離を入力し、入力欄右側の選択肢から「改ざん」を選択する。
①メーター改ざん車とは、メーターが走行管理システム等によって巻き戻されている事が確認された車両をいう。
2. 走行不明車は、走行距離入力欄に現メーターに表示されている走行距離を入力し、入力欄右側の選択肢から「不明」を選択する。
①走行不明車とは、何らかの事情により実際の走行距離が判断できない車両をいう。
3. メーター交換車は、本条7項の区分に従い走行距離を入力する。
①メーター交換車とは、認証・指定工場メーター交換されたことを客観的に証する書面がある車両をいう。
②メーター交換されたことを客観的に証する書面には、交換日および交換前の走行距離の記載があるものとする。
③メーター交換されたことを客観的に証する書面がない場合など、メーター交換を証明できない車両はメーター改ざん車とみなす。

4. ディーラーにてメーターセットアップ交換した車両は実走行とします。但し、本部の認めるセットアップ交換記録書類を必要とし、記録書類がない場合はメーター改ざん車とします。
 5. タコグラフ装着車については、車両総重量8トン未満で積算距離計とタコグラフが一体式の車両に対しては、タコグラフを新車時に取り付けたとみなし実走行扱いとします。但し、タコグラフを途中交換している場合は交換記録を必要とし、記録有りの場合はメーター交換車、記録無しの場合はメーター改ざん車とします。
 6. キャビン交換車については、以下に従い入力する。
 - ①実走行扱いとする場合
キャビン交換時、積算距離計を交換していないことが客観的に証明できる書類が必要
 - ②メーター交換扱いとする場合
キャビン交換時、積算距離計を交換していることが客観的に証明できる書類が必要
 - ③メーター改ざん車扱いとする場合
キャビン交換時、積算距離計に関する書類がない場合
- *客観的に証明できる書類とは認定・指定工場で作業したことを証明できる書類（本部裁定）
- ・メーターに関する記録が載っている書類
 - ・メーター交換記録
 - ・作業内容指示書、明細等
7. 本条3項に該当する車両の走行距離入力の際は、以下の区分を設ける。

新品メーターに交換してある場合	走行距離入力欄に、メーター交換時の走行距離と現メーターの走行距離の和を入力し、入力欄右側の選択肢から「交換」を選択する。
	展開図注意事項欄 に、メーター交換を行った年月日、メーター交換前の走行距離及び、「メーター交換車」と入力する。
中古メーターに交換してある場合	走行距離入力欄に、メーター交換時の走行距離と現メーターの走行距離の和と中古メーターの走行距離の差を入力し、入力欄右側の選択肢から「交換」を選択する。
	展開図注意事項欄 に、メーター交換を行った年月日、メーター交換前の走行距離、中古メーターの距離及び、「中古メーター交換車」と入力する。

8. 1～7いずれにも該当しない車両は、走行距離入力欄に現メーターに表示されている走行距離を入力し、入力欄右側の選択肢から「正常」を選択する。
9. 車検証記載の走行距離単位がKm/マイル又は、メーター交換車のメーター指示値/合算距離が混在している場合走行距離に矛盾がなければ実走行として取り扱う。

第2章 仲介・落札

第10条 共有在庫サービスの本部仲介受付

1. 共有在庫サービスの出品車両（以下、出品車という）を購入する場合の手続きを、以下のとおり定める。
 - ①落札店は本部へ電話にて在庫確認および質問事項等の連絡を行う。
 - ②この電話を以って、出品車の商談受付とする。
 - ③商談受付後、本部は出品店との仲介を行う。
 - ④出品車の問い合わせに関して、本部と落札店は原則としてFAXにて伝達を行う。ただし、価格交渉及び最終決済については、落札店は本部に電話にて意思表示すること。
 - ⑤本部が仲介した結果、出品店、落札店双方で電話での合意が得られた時点で売買成立となり、本部は落札店に請求明細書を発行する。
 - ⑥落札店から出品店に商談問い合わせがあっても、商談を中断させることは出来ない。ゆえに、落札店は、出品車が出品店もしくは他会員に売買される可能性があることをあらかじめ承諾すること。
 - ⑦出品店は、商談を承諾した車両が自社で売買になる等の理由により業販出来なくなった場合、速やかに本部へ電話すること。
 - ⑧出品店は、特段の理由無く自社在庫車両が商談されることを拒否できない。
 - ⑨提携先の車両を落札した場合は、提携先の各規定に順じ本部の裁定とする。
2. 商談においては、次のことを遵守すること。
 - ①出品店都合による、商談受付後の業販価格の値上げをしないこと。
 - ②出品店は、業販価格の値下げ交渉に対し、可能であれば応じるよう努めること。
 - ③問い合わせに対しては、速やかに対応し、また、決済権限者に速やかに連絡が取れる体制を構築すること。
 - ④出品店は、出品車の査定票を、随時開示できる体制を構築すること。

⑤出品店は、問い合わせ内容に対し、正確に回答すること。

⑥共有在庫サービスに入力していない瑕疵がある場合は、問い合わせの有無に関わらずその旨を報告すること。

第11条 自己都合によるキャンセル

共有在庫サービス仲介で成立した売買契約の解除について、出品者または落札者は本部が認めた場合に限り下記に定めるキャンセル料を支払うことにより、当該売買契約を解除することができる。また、当該車両の出品料、成約料、落札料、陸送費は自己都合キャンセル申請者が本部へ支払うこととする。

1. 自己都合キャンセルの受付時間は、当該車両成約日より翌日（本部翌営業日）の17:00までとする。
2. 提携先車両落札の自己都合キャンセルについては、提携先の定める期限およびペナルティを適用する。
3. 落札店あるいは出品店の一方からの申し出を本部にて受付した時点でキャンセル成立とする。なお、本部から相手側への連絡は、受付時間を越える場合がある。
4. ペナルティとして、本部は自己都合キャンセルの申請者に対し、次の金額を請求し相手側に支払う。
自己都合キャンセルペナルティ 5万円
5. 受付時間以降の自己都合キャンセルは、理由を問わず一切受け付けしない。
6. 本条5項は、不可抗力を以って抗弁できない。

第12条 手数料

約款第25条にある手数料を以下のとおり定める。

1. 本部は四輪牧場九州共有在庫サービスにおける本部手数料の額を適宜改定できるものとする。
2. 出品料、成約料及び落札料等は以下のとおりとする。尚、提携先掲載車両についてはこの限りではない。
出品料 無料
成約料 15,000円（税別）
落札料 15,000円（税別）

第3章 陸送規定

第13条 成約車両の陸送手続き

成約車両の陸送手続きに関しては、すべて本部が代行する。その際、本部は指定陸送業者に陸送業務を委託することができる。

陸送においては、次のことを遵守すること。

1. 出品店は、成約車両を売買成立日以降いつでも引き取りに応じなければならない。尚、売買成立日当日についてはその限りではない。
2. 出品店は、通常の陸送業務遂行に対して支障が予想される車両に関して、その旨を本部に予め報告する事。
（エアロやローダウンの為、積みにくい等）
3. 出品店は成約車両引渡しに支障のないように燃料を補給し、引渡し準備をする。
4. 成約車両の陸送費用は、落札店の負担とする。
5. 出品店は、成約車両を本部指定陸送業者に引き渡す際、必ず立会い、車両状態確認書のチェック及び押印を行う事。
6. 落札店は本部指定陸送業者により陸送されてきた成約車両の受領に必ず立会い、車両状態のチェック及び押印を行うこと。

第14条 損害補償

細則第13条における陸送中の車両についての事故、損傷等に関しては、その業務を委託した本部指定陸送業者がその損害補償を行い、本部は一切責任を負わない。

第4章 取引規定

第15条 落札店の代金決済

1. 落札店は、落札車両の代金、手数料、消費税、自動車税等を一括にし、売買成立日を含め7日以内に本部指定口座に振り込まなければならない。
2. 落札店が前項の金額を支払った時点で、落札車両の所有権を取得するものとする。
3. 支払いは振込決済とし、振込み手数料は落札店負担とする。また、現金、小切手又は手形は認めないものとする。
4. クレーム等にて落札店への支払いが生じた場合でも、売買成立時に本部が発行した計算書での金額を一旦振込むこと。

第 16 条 出品店の代金決済

1. 出品店への車両代金の支払いは、成約車両の書類到着後速やかに口座振込みにて行います。
ただし、次の事由があるときは、出品店に対し、落札代金等支払い代行の延期を求めることができる。
 - ①当該落札者が特定の出品者の出品車両を大量に落札している場合。
 - ②当該落札者が特定の出品者の出品車両を相場と著しくかけ離れた価格で落札した場合。
 - ③当該落札者が特定の出品者の出品車両で相場の不明確な車両を高額で落札した場合。
2. 成約料等は成約車両代金より相殺するものとする。
3. 出品店が本部に対して落札車両代金又は、その他の債務を負担している場合には、代金支払いの際、前記債務と相殺して決済するものとします。

第 17 条 福祉車両の消費税

福祉車両については、出品者より非課税申告がない限り消費税は計上します。

ただし、本部より書類発送後 6 日以内に落札者より非課税対象の申告があり、当該車両が新車時に非課税対象と確認できた場合に限り消費税の返還を行う。

第 18 条 自動車税

1. 車検付車両については、当該年度までの自動車税を完納していなければならない。
2. 車検付車両の自動車税は、売買成立の当月分までを出品店負担とする。未納等にて発生する延滞金は出品店負担とし、落札店が立替えた場合は、計算書にて精算する。
3. 自動車税は売買成立翌月より年度末迄預かる。又、軽自動車の税金については、3 月の売買成立のみ 12 ヶ月分を落札店が負担するものとする。
4. 軽自動車のナンバー付車両については名義変更保証金として 10,000 円を預かり、名義変更遅れがあった場合は没収とします。又、普通自動車のナンバー付車両についても名義変更遅れがあった場合は、名義変更保証金として 10,000 円を請求する。
5. 自動車税未納の為に落札店が車検を受けられなかった場合は、出品店はただちに自動車税を納税しなければならない。尚、納税期限は本部より催告があった日を含み 7 日以内とし、期限遅延した場合はペナルティ 10,000 円を請求する。それ以降 7 日遅延するごとに 10,000 円を追加する。
6. 移転登録が行われた後、同年度内に抹消登録された場合において、落札店が抹消登録日より 5 日以内に車検証等抹消登録を明らかにする書類の写しを本部に引き渡した場合は、出品店は抹消登録月の翌月分からの自動車税残額相当分を落札店に支払うものとします。

第 19 条 リサイクル法

1. リサイクル預託金は、落札車両代に含まない。
2. 預託金額の合計（資金管理料は除く）を入力すること。
3. リサイクル料の申告漏れについて、出品店より書類の到着までに申し出があった場合は再精算する。尚、リサイクル料の誤入力があった場合、登録書類発送日より 6 日以内に落札店から申告があった場合に限り再精算する。
尚、提携先車両落札車については提携先の基準に順ずる。

第 5 章 書類規定

第 20 条 出品車両の書類

1. 出品店は、成約車両について移転登録に必要な書類を、売買成立日を含め 7 日以内に提出すること。
2. 本部は前記登録書類を、車両代金を受領するのと引換に落札店に引渡します。
3. 落札店は、登録書類を受領した場合には売買成立日の翌月末迄もしくは名変期限日までに移転登録の手続きを完了し、自動車検査証の写しを本部へ提出すること。
4. 譲渡書類は、道路運送車両法に定める、全国どこの陸運支局でも登録可能な書類に限る。
5. 譲渡書類のうち、印鑑証明、委任状など必要書類有効期限は売買成立日の翌月末以上とする。
6. 譲渡書類一式については、万一差替えが発生した場合、速やかに差替え出来るものに限る。
7. 落札店は、落札車両の登録書類を受領した際、直ちに内容物の確認を行い、不備・不足・未着等がある場合は翌々日 17:00 までに本部へ連絡するものとする。

第 21 条 書類不備

1. 登録に必要な書類及び自賠責保険がないものは書類不備とする。
2. 自賠責保険がないものは出品店で加入することとする。又、離島登録車の自賠責については出品時に記載無き場合のみ差額を請求する。尚、差額請求の申告期限は、名変期限と同じとします。
3. 倒産及びダブル移転や死亡相続書類等、地域により扱いが異なるものは、原則として受付致しませんので、必ず自社名義にして出品すること。
4. 車検切れでナンバー付車両及び翌月末迄に車検が切れる車両は、なるべく抹消して出品をお願い致します。尚、継続の場合は、継続用納税証明書を添付するものとします。
5. 落札店による抹消依頼は売買成立日当日のみとする。(但し、車検が翌月末以内の車両と致します。)
6. 譲渡書類一式に不備等があった場合、出品店は速やかに名変可能な書類一式を揃えなければなりません。尚、期限は本部より催告があった日を含み7日以内とし、期限遅延した場合はペナルティとして1日あたり2,000円を請求する。
7. 出品時に記載のない早期名変の依頼はペナルティ 20,000円とし、落札店に支払うものとします。
8. 名変期限を付して出品した場合、本部に書類到着後15日間の有効期限を必要とする。但し、書類有効期限に満たない場合、差替えもしくは早期名変依頼の対象となります。
9. 書類遅延のペナルティは売買成立日より13日目から1台当たり10,000円+1日毎に2,000円請求し、落札店に支払うものとします。尚、譲渡書類一式の到着が売買成立日より1ヶ月以上遅延した場合、落札店はキャンセル可能とし、書類遅延ペナルティの他にキャンセルペナルティ 50,000円を落札店に支払うものとします。
※書類遅延ペナルティ+キャンセルペナルティ+実費(販売利益は含まない)
10. 書類紛失等による出品店都合のキャンセルはペナルティとして100,000円と実費を落札店に支払うものとします。(実費に販売利益は含まない)
11. 抵当権設定車または、差押さえ等の事実が判明した場合は出品店にてすべての費用を負担し、これを解除すること。

第 22 条 落札車両の書類

1. 落札車両の名義変更期限は売買成立日の翌月末までとし、期限を過ぎた場合は保証金を没収します。
2. 譲渡書類の有効期限の失効及び書き損じ等による差替えについては必ず本部を通じ、差し替えペナルティ30,000円又は実費を支払うものとします。
3. 落札車両の名義変更写しは毎月5日(落札した月の翌々月)迄に本部に送付しなければなりません。又、名変写し等が前期日迄に送付されない場合は、普通自動車に限り登録事項等証明交付手数料として3,000円を請求し、保証金は没収します。
4. 名変コピーの送付遅れは1日に付き2,000円のペナルティを徴収するものとします。
5. 落札車両の名義変更期限が定められた期日を遅延した場合、落札店は名変遅延ペナルティを出品店に支払わなければなりません。
10日以内遅延…10,000円
20日以内遅延…20,000円
20日以上遅延…10日毎につき10,000円プラス
尚、名変遅延ペナルティは書類の有効期限の失効による差替依頼があった時点迄とし、それ以降は差替ペナルティへと移行します。
6. 名変遅れ、あるいは名変をしない悪質会員に対しては利用制限等の厳重な処罰規定が適用されるものとする。
7. 名義変更前による道路交通法違反(事故、迷惑駐車含む)等が発覚した場合迷惑料としてペナルティ 30,000円+本部の認めた実費(レッカー代、反則金、その他)を落札店に請求し、出品店に支払うものとします。(但し、本部の確認裁定による)
8. 落札者又は、それに関わる者が本部を通さず、出品店や名義人等に直接連絡をした場合は、本部の裁定によりその違反の程度に応じてペナルティを科します。

第 6 章 評価基準

第 23 条 評価基準

四輪牧場九州における評価基準は、株式会社九州中央オートオークションの評価基準に準ずる。

① 評価基準

S 点	走行 10,000km 以内 初度登録後 12 ヶ月以内（登録月を含む） 殆ど無傷、無補修であるもの
6 点	走行 30,000km 以内 初度登録後 36 ヶ月以内（登録月を含む） 軽微な瑕疵が僅かにあるが殆ど加修の必要がないもの
5 点	走行 50,000km 以内 外装に目立たない傷、凹みが若干あるもの 内外装とも軽微な補修跡はあるが状態が良好なもの
4.5 点	走行 100,000km 以内 軽微な加修を必要とするもの 内外装とも軽微な瑕疵が数ヶ所あるもの
4 点	走行 150,000km 以内 内装に汚れ、焦げ穴、破れ、色褪せ等が数ヶ所あるもの 外装に加修を要する傷、凹み、錆等が複数あるもの
3.5 点	内装に目立つ汚れ、焦げ穴、破れ等が多数あるもの 大小の板金を必要とする傷、凹み、錆等が複数あるもの 内外装の補修跡が良好でないもの
3 点	内外装とも全補修、交換を要する瑕疵が多数あるもの
2 点	商品化に大幅な加修を要し、商品価値の低いもの 各部に腐食、腐食穴等が多数あるもの、粗悪車等
1 点	冠水歴車、消火器散布歴車等
R 点	修復歴車
0 点	特殊車、改造車、極端な低年式車等評価の困難なもの 査定の出来ない車両
× 点	事故現状車、査定の出来ない車両等

1. 実走行不明車や改ざん車は、評価点の上限を 3.5 点とします。
2. 冠水車両とは、車両が災害や自らの浸水により、水又は泥等に浸ったもの、及びそれに準ずると判断されたもの。
3. 粗悪車両とは、災害等により著しく商品価値の下落が見込まれるもの、もしくは、ボディ主要パーツ（フレーム、ピラー、フロアパネル、インナーパネル、ルーフパネル等）に腐蝕、穴等があり車検が通らないと思われるもの。
又、安全走行に問題があると思われるもの。
4. 0 点の定義
 - ・ 道路運送車両法に定める安全基準に該当しない改造車
 - ・ フレーム、主要パーツを改造したもの、正規車検に通らない部品を溶接等で取り付けしたもの。
 - ・ 競技等に使用されたもの、及びそれに準ずるもの。又、その目的に使用されるとと思われる改造をされたもの。（K C A A ・本部裁定による）
 - ・ エンジン・ミッション内部の改造
（社外コンピュータ、VVC 等容易な部品交換で正規に戻されるもの、及び改造申請済の書類の完備されたものは除きます。この場合は、出品票に申告の事）
 - ・ 査定の出来ない車両等

5. 出品不可車両

- ・盗難車・接合車両（ボディの3分の1以上を他の車両の一部で接合して造られた車両、及びそれに準ずると判断されたもの。中古カットパーツ接合車等）・差し押さえ車・抵当権付車・解体車・現状営業ナンバー
- ・車台番号改ざん車

②外装・内装の補助評価基準

区分	ランク	
外装	A	◎目立たないキズ、エクボが数ヶ所あるもの ◎加修の必要のないもの、及び加修（仕上がり）の良好なもの
	B	◎線キズ、凹みが数ヶ所あるもの ◎加修の仕上がりが中程度と思われるもの ◎ガラス（ヒビ、ワイパーキズの大きなもの）割れのあるもの
	C	◎大小の板金を必要とする線キズ、凹みが数ヶ所あるもの ◎加修済みだが、色ボケ・ムラのあるもの
	D	◎Cランクが多数あるもの ◎加修（仕上がり）の悪いもの、及び再仕上げを必要とするもの ◎サビ、腐蝕が多数あるもの
内装	a	◎加修の必要性がないか又は必要性の低いもので、そのまま展示できるもの ◎内装に目立たない小さな破れ、軽いコゲ又は簡単に取れる汚れ等が若干あるもの
	b	◎軽微な加修を必要とするもの ◎内装にコゲ、コゲ穴、擦れ、破れが数ヶ所あるもの
	c	◎不具合内容が商品価値を下げるもの ◎目立つビス穴、ダッシュボードの浮き、ヒビ割れ等のあるもの ◎内装にペイントを施したもの ◎異臭のあるもの
	d	◎大きな加修及び交換を必要とするもの

外装損傷表示

		1	2	3
A	線キズ	拳大程度	手のひら大程度	左以上
U	へこみ	親指大程度	拳大程度	左以上
AU	傷を伴うへこみ	拳大程度	手のひら大程度	左以上
W	波（補修跡）	小（良好なもの）	目立つもの	左以上（再仕上要す）
S	錆	小錆数箇所	拳大程度	左以上
C	腐食			
C穴	腐食による穴			
B	板金			
P	塗装			
X	交換要・不良・ワレ等			
XX	交換済			
ヒビ	ガラスヒビ1cm程度まで			
ワレ	上記ガラスヒビ以上			
トビ石	ガラストビ石傷			
リペア跡	ガラスリペア跡			

タイヤ 1～10	タイヤ残り溝	1	2	3
		残り溝なし	残り溝 2mm程度	残り溝 3mm程度
		4	5	6
		残り溝 4mm程度	残り溝 5mm程度	残り溝 6mm程度
		7	8	9
		残り溝 7mm程度	残り溝 8mm程度	残り溝 9mm程度
		10	T	
	新品タイヤ程度	スペアタイヤ		

③修復歴車の定義

●修復歴とは

過去に交通事故その他の災害により、車体の骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修復したものをいう。流通過程での未修復の「現状車」も同様の判定基準を適応する。

●修復歴基準

下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。但し、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は、骨格としない。

又、事務局が判断した軽微な損傷及びそれらの修理跡（カードサイズ未満）はこの限りではありません。

NO.	骨 格 部 位	修復歴判定基準
1	クロスメンバー (フロント・リア)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リア) [フロントはコアサポートより 後ろに位置する部分のみ]	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) [コアサポートより後ろに位置 する部分のみ] ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リア)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの 3) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの
7	リアフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの

※軽微な損傷の判定は、検査員の主観によるため評価点が保証されるものではありませんのであらかじめご了承ください。

※クランプ跡があっても上記判定基準に該当しない場合は修復歴とはしない。

※修復歴の判定はボディ形状、構造（フレーム付き車など）や損傷の度合い等により異なる場合がある。

※リアフロア内サイドポケット及びそれに順ずるとみなすものは修復歴基準から除きます。

第7章 クレーム規定

第24条 本規定の目的

この規定は、四輪牧場九州共有在庫システムにおいて発生する品質問題等のトラブルについて、公益性と秩序の維持をはかることを目的とします。

第25条 規約の改正

本規約は四輪牧場九州共有在庫システムを円滑、迅速に行っていく為のものであります。よって規約の内容、仕様を予告なく変更していく事があります。

第26条 クレーム防止義務

1. 出品店は、車両の出品に際し、エンドユーザーの立場に立って車両の点検整備を行い、クレーム発生を事前に防止する様に努めるものとします。
2. 出品店は出品車両の車歴、仕様、品質、瑕疵（カシ）の程度等必要事項を誠実に申告するものとします。

第27条 方法

1. 問題の解決に当たっては、出品者、落札者双方ともに規定に基づき、前向きな理解と協力によることを第一の方法とします。
2. 解決に当たっては、本部が仲介し、規定に定められた範囲により、調停を図るものとします。
3. 出品者、落札者双方に理解度、協力度が不足する事により、解決が難航する時は、本部が総合的な判断を持って裁定を行います。
4. 本部が裁定した結果には、出品者、落札者双方共従って頂きます。又、従わぬ場合は、四輪牧場九州共有在庫システムへの参加制限・参加停止等の処罰を科するものとします。
5. 業務提携先とのデータ連携により掲載されている車両のクレーム裁定については、自社出品車両が落札された場合は本部裁定基準を採用し、業務提携先の出品車両を落札した場合は、業務提携先の裁定基準に順ずる。
6. メーカーの保証で対応出来るクレームについては、メーカーに対して行うものとします。
◎保証継承代は落札店負担とする。

第28条 クレーム申立て・処理

1. 落札車両について、クレームの申立てをする場合は、必ず本部を介して行うものとします。本部の許可なしに、出品者もしくは前名義人等に直接連絡した場合はペナルティ3万円を課します。
2. クレーム申告は、当該車両について1度とし複数回の申し立てはできません。但し、受付期間の違うもの、書類等本部が認めたものについてはこの限りではありません。
3. 低年式車両とは、新車登録年より6年以上経過した車両、及び、同年式の車両とします。又、経過年の移行は毎年1月1日をもってスライドしていくものとします。
4. 外車のクレームについては、ディーラー車（高・低年式）、新車並行車両については評価点対象車両と致します。但し、前記の低年式車両については、修復歴のみクレーム対応し、機関、機構上はノークレームとなります。又、新車並行車両以外の並行車両については機関、機構上、修復歴いずれもクレーム対象外となります。
※ディーラー車及び新車並行車両は出品店の申告に限る。
※出品票にモデル年式が明記されていないものについては、モデル年式不明とみなします。
5. クレームの受付期間は以下の通りとします。
 - ① 車両到着日（含む）より翌々日の17:00までとし、期間中の日曜、祭日、本部休業日を含み期間最終日が本部休業日の場合は本部翌営業日17:00までとする。
 - ② 業務提携先の出品車両を落札した場合は、業務提携先の裁定基準に順ずる
 - ③ 出品店へは、電話及びファックス連絡とし、連絡がつかない場合は、連絡のついた時点でクレーム受付して頂きます。但し、クレームの内容により別に定めた期間で受付する事とし、本部が認めた特殊事情の場合はこの限りではありません。
6. クレームの処理は、部品供給（中古品・リビルト）及び相応の値引き、もしくは解約（キャンセル）によって処理するものとする。尚、部品供給の場合、期間を1週間以内とし、それ以降日時を要する場合は、値引き処理をもって対応するものとします。

7. ディーラー見積もり等、クレーム確認に要する費用は落札店負担とします。
8. セールスポイント等に記載されている事項は、正常に作動するもののみとし、作動しない場合はクレーム対応するものと致します。(上記については本部の判断とする)
※後日送りとしていた部品の不良や、後日送り部品により作動不良が発覚した場合は書類(部品)到着後翌々日 17:00 までと致します。尚、後日送り部品の欠品・不足・未着の申告期限は、第 20 条 7 項参照。
9. ワンオーナー車とは、新車登録時から同一の使用者名義であることが基本ですが、商品車登録の名義変更はワンオーナーと見なします。
10. 型式指定・類別区分番号空白の未申告について空白の原因が、純正オプション取付けによる物であったりグレードによる物であればノークレームとする。
※但し、構造変更(ターボ積み換え等)によるもの、外品取付けによるものであれば本部の裁定によりクレーム対象とする。
11. クレーム虚偽申告と本部が判断した場合、クレームを却下し NAK より提携会場へ通達いたします。(見積もり書の不正・虚偽・架空・誇大・電話見積もりのみ・進捗状況の虚偽等)
12. 提携先の車両を落札した場合は、提携先のクレーム申請期限までに本部へ申請すること。
13. 提携先の車両を落札した場合は、提携先のクレーム規定を遵守し、本部の裁定とする。

第 29 条 非クレーム対象

次の行為及び項目に該当する場合は、原則としてクレームは受付け致しません。

1. 当システムでの落札車両が再販売(セリにかけた場合も含む)された時。但し、書類と合致しない場合等についてはこれに限らない。
2. クレーム申立て前、及び、申立て中に本部の許可なく加修、修理をした時。(特殊事項は除く)
3. 内装・外装・装備品等、出品票・文字データ、または画像上にて判断できる不備。
4. 落札金額が 150,000 円以下(税別)の車両についての機関、機構上のクレーム。
5. 落札金額が 100,000 円以下(税別)の車両についての修復歴の発覚。
6. 外車。(ディーラー並行不明車、及び低年式車両の機関、機構上)
7. 改造車。(但し、修復歴を除く)
8. 純正以外の部品及び、取り外し可能な規格外品取り付け・交換。
9. 消耗品及び消耗品とみなされるものや簡単な調整およびセンサー類の交換等で直るもの。
10. クレーム対象となる新品部品代金が 20,000 円以下のクレームの申し立て。
但し、工賃、技術料が著しく高額の場合は本部裁定による
11. 本部のミス。
12. 初年度登録より 15 年目を経過した車両。
13. 過走行(走行 100,000 km 以上の車両)、及びメーター改ざん車についての機関、機構上
～エンジン、デフ、ミッション、足廻り等～
14. 8 ナンバー登録車(キャンピング、放送宣伝車等)は、各陸運支局により基準が異なる為、装備品に関するクレームは受付けしない。
15. 日本国外に輸出された車両。(いかなる理由があっても受付け致しませんので、輸出前の車両チェックを強化して頂くようお願い致します。)
16. 修復歴箇所明記以外の箇所に修復歴が発見されても一切受付けないものとする。
17. クレームの申立てをした日より、6 日以内に本部に対し再度連絡が無い場合にはノークレームとする。又、回答の保留や連絡待ちについても同様とします。
18. 同一クレームを繰り返し申し出る悪質者については、本部の判断によりクレームを却下します。
19. 評価点 2 点の車両の修復歴発覚。
20. 評価点 1 点・0 点・× 点車については、書類、重要項目を除き、全てノークレームとします。
21. Nox 不適合・積載物制限の未申告(出品店記載事項の相違は除く)

第 30 条 クレーム対象

クレーム規約第 27 条・28 条の定めにより受付けし、処理するものとします。但し、内容、受付期間等が規定と合致した場合に限ります。

1. 修復歴が未申告で後日発覚した車両。
2. 入力欄に正しく記載すべき事項が記入されていないとき。(申告漏れ含む)

3. 誤解を招くような不適切及び、紛らわしい書き方をした場合。
4. 標準装備品の欠品で未申告の場合。（新品部品代金 2 万円以下は除く）
5. 登録遅れ。（マイナーチェンジ又は、モデルチェンジ等のあった月から 3 ヶ月以上経過し、かつ年をまたいでいるもの）（輸入車は除く）
6. 車歴表示がないとき（レンタカー、事業用、特殊用途）。※リース車は自家用とみなします。
*但し、積載量が標準で 2 t 以上のトラック及び乗車定員 11 人以上のバス等における申告漏れは除く
7. レスオプションの場合で外した部品を記入していないとき及び、記載グレードに対し低装備とみなされるもの（ビジネスパッケージ・販社限定等）
8. 構造変更による乗車定員変更の未申告及び、定員数の書き間違い。
9. 改造公認未申請で申告が無い場合。
10. 未申告の色替え車及び記載色違い。但し色違いについては記載カラーナンバーを優先する。
11. 走行距離メーターが実走行と異なり、現車との事実関係が立証出来る場合。
12. “第 29 条非クレーム対象”に準ずるが、本部の裁定により悪質と判断された車両。
13. 修復歴はあるが、完全な修復がなされていないもの。
（事故により機関、機構上に重大なトラブルがあるもの。エンジン、ミッション、デフ等）
14. 低額車両（150,000 円以下の落札車両）に於いて、悪質車両（＝動かない、走らない等）と見なされる車両。
15. 過走行（走行 100,000 km 以上の車両）、及びメーター改ざん車の機関、機構上については、悪質車両（＝動かない、走らない等）と見なされる車両のみクレーム対応と致します。（極度に酷い場合のみ本部の判断による）
16. トラックにおける上物の年式が車両登録年より 2 年を超えて古い場合（上物の型式が記載されたものは除く）
17. その他各項目は別表にて参照の事。

第 31 条 重要項目

1. 盗難車、盗難等による法的問題車両（差押え車、車台ナンバー改ざん車）は、無期限のクレーム対象とし、出品店は、陸送費、本部が認めた実費、キャンセルペナルティを落札店に支払うものとします。
2. 出品票に未申告の冠水車のクレームは、その車両が冠水車と確認された時点で出品店よりキャンセルペナルティを落札店に支払うものとします。
3. 接合車（ニコイチ）と判明した場合は、修復歴表示の有無に関わらず、キャンセルできるものとします。受付期間は、成約日を含め 180 日とし、キャンセルの場合、出品店は陸送費、加修費、本部が認めた実費、キャンセルペナルティを落札店に支払うものとします。
4. 走行距離メーターが実走行と異なり、（メーター改ざん、メーター交換の場合）、当該車両との事実関係が立証できる場合、受付期間は、成約日を含め 180 日とします。但し、譲渡書類等からメーター改ざんが判明する場合は、書類発送後 30 日以内とします。
キャンセルの場合はキャンセルペナルティ 5 万円、陸送代、本部が認めた実費を落札店に支払うものとします。
 - ①転売等で発生したペナルティ金額の累積請求はしません。
 - ②上記実費には、損失利益を除きます。
 - ③メーター改ざんに出品店が直接関与している場合は、この規定の適用外になります。
（直接関与の場合は、犯罪になります。）
 - ④この規定は、当事者が善意の第三者であることを前提としており、メーター改ざんの罰則を軽視しているものではありません。
 - ⑤出品店は当該車両を仕入れた際の走行距離が証明できるもの（契約書、AA 落札票等）を提示し、自ら関与していないことを証明することが必要です。証明できない場合は自ら関与した事とみなし別途ペナルティを科します。
尚、走行距離の証明書は本部が適当と認めたものとします。
5. メーター交換申告車及び、セットアップ交換車について証明できる書面等がない場合は、改ざん車扱いとして、書類発送後 30 日以内にかぎり、メーター改ざんと同様の処理を致します。
6. メーター改ざんの証拠・立証については、タイミングベルトステッカー・オイル交換ステッカーのみではクレーム成立とは致しません。（証拠とは見なしません）
ペナルティが発生する場合は、きちんとした証拠（記録簿・他会場での出品票 等）を提出できるもののみと致します。
7. メーター改ざん等、重要項目のクレームについて本部の裁定に従わない場合は“不良会員”として日本 AA 協議会

より実名にて全オークション会場へ通達されるものと致します。

8. 落札店がキャンセルをする場合は、落札店は、自費及び自己責任において原則としてその車両を落札時の状態に戻さなくてはなりません。但し、本部の裁定に従うものとします。
9. 落札店のキャンセルペナルティに伴う実費請求が過大であると本部が認めた場合は、本部はその請求を却下することができ、落札店はこれに従わなければなりません。

第 32 条 ペナルティキャンセル

次の項目により、売買契約を解約された場合、出品店にペナルティを科します。尚、この場合落札店の一方的解約も認められます。

- ①メーター改ざん（メーター交換含む）
- ②接合車・冠水車・盗難車（車台ナンバー改ざん、差し押え、抵当権設定含む）
- ③年式違い

※上記（含む）以外の各ペナルティは別紙の通りです。

第 33 条 事実の確認

クレームを公正に行う為に、本部は事実の確認を下記の方法で行います。

- ①写真等による確認。
- ②ディーラーへの持ち込みによる確認。
（ディーラー見積りの本部への提出期間は 6 日以内とする。但し、やむを得ない事情が生じた場合、連絡を行えば本部の裁定により延長することがある。）
- ③K C A A グループに車両を引き取っての確認。
- ④本部の検査員及び代理人による出張確認。
- ⑤その他の方法による確認。

第 34 条 値引き交渉

1. クレームの処理において、交渉は本部を仲裁として行います。よって、落札店及び出品店による直接の交渉を固く禁じます。又、落札店には出品店を、出品店には落札店をお教えする事はできませんので、本部にそれを強要及び強要とみなされる言動をおこなった場合には厳重な処罰が課せられます。
2. 値引き交渉にはまず、ディーラー確認が必要になります。その確認を元に本部の裁定により値引き基準金額が算出されます。但し、修理の内容において消耗品、及び消耗品とみなされるものが含まれている場合は、それを省いた金額が基準となります。

※クレームの種類によっては値引き金額が一律で設定されているものもあります。それにあてはまるものは、その金額を値引き金額とします。（内容と一律金額は別表の通りです。）

3. ペナルティには消費税は計算されません。
4. 下記クレームの値引きは項目によって値引き基準が異なります。
 - (1) 年式違い…落札価格×10%（1年に付き）
※登録月数違いは、原則値引き対応とし、記載月より古い場合、1ヶ月につき3,000円を値引き基準とします。
 - (2) 車歴違い…双方話し合いの上。（本部裁定による）
※但し、積載量が標準で2t以上のトラック及び乗車定員11人以上のバス等における申告漏れは除く。
 - (3) グレード違い…双方話し合いの上。
※但し、落札された車両が出品票に記載されているグレードより上級の場合は、そのグレードが記載グレードに対し、何ら支障が考えられない場合のクレームは、本部の裁定に従って頂きます。
 - (4) 修復歴発覚…双方話し合いの上
5. クレーム車両がキャンセルになった場合の実費に於いて、出品店、落札店双方の合意が無き場合は、本部が定めた日時、場所にて本部立会の元での直接交渉を行います。日時、場所等の決定権利は本部にあり、両者双方はこれに従わなければなりません。又、従わなかった場合は、相手の主張を認めたものとみなし、その決定に対し従わなければなりません。

第 35 条 その他

1. クレーム処理においてキャンセルになった場合、当該内容に応じて、出品料、成約料、落札料等の手数料を支払わ

なければなりません。尚、陸送費等、実費が発生した場合、出品店はその費用を負担しなければなりません。

2. 受付期限について

「翌々日の17:00」とは、本部指定陸送業者にて、落札車両が到着した日より翌々日の17時まで。

「書類発送日」とは、当該書類を本部より発送した日を含む。

クレーム内容	受付期限	備考
盗難車	無期限	ペナルティ 10 万円+実費
消火器散布跡	30 日	本部の裁定による
接合車	180 日	ペナルティ 5 万円+実費
冠水車	90 日	ペナルティ 5 万円+実費 *車両代 15 万円以下は 3 万円
修復歴車	翌々日 17:00	本部裁定 落札価格 10 万円以下を除く
溶接パネル交換	翌々日 17:00	修復歴車・評価点 3.5 点以下、落札価格 10 万円以下を除く
評価点減点	翌々日 17:00	再検査により、1 点以上の減点とみなす場合のみ
粗悪車	翌々日 17:00	通常走行に著しく支障のある場合や重要部位の修復不完全等により、本部が粗悪と認めた場合のみ
内装・外装	翌々日 17:00	著しく評価が下がるもの(写真等にて本部指定業者での概算業者間見積りで加修費用が 5 万円以上かかるもの)
雨漏り	翌々日 17:00	修復歴車、初年度登録より 5 年以上、走行 10 万 KM 以上を除く
ガラス	翌々日 17:00	飛び石、傷は除く
レスオプション車	翌々日 17:00	本部の裁定による
規格外エンジン、ミッション乗せ替え	30 日	
メーター不良	翌々日 17:00	
エアバック不良、欠品	翌々日 17:00	本部の裁定による
ステレオ、TVナビ、PS、PW、電動ミラー、パワーシート等の不良	翌々日 17:00	初年度登録より 5 年以内の車両(同年式含む)に限る
AC、ダイナモ、SR、ABS、セルモーター、Pスライドドア等の不良	翌々日 17:00	初年度登録より 5 年以内の車両(同年式含む)に限る
エンジン異音、不具合	翌々日 17:00	本部が消耗品とみなすもの及び、センサー類の交換で直るものは除く オイル漏れはノークレームとする
オーバーヒート	翌々日 17:00	一律減額(金額は別表)
燃料ポンプ、噴射ポンプ不良	翌々日 17:00	軽微な漏れは除く
ターボ、コンピュータ不良	翌々日 17:00	
バルブシール等不良の白煙・黒煙	翌々日 17:00	本部の裁定による
ハイブリッドシステム異常	翌々日 17:00	本部が消耗品とみなすもの及び、センサー類の交換で直るものは除く
ミッション不良	翌々日 17:00	オイル漏れはノークレームとする
クラッチ不良	翌々日 17:00	軽微な滑りは除く
デフ不良	翌々日 17:00	
ドライブシャフト不良	翌々日 17:00	一律減額(金額は別表) ブーツ破れは消耗品とみなす
ラジエター、ウォーターポンプ不良	翌々日 17:00	軽微な漏れは除く
エアサス不良	翌々日 17:00	

車台番号確認不可	30日	本部の裁定による
職権打刻	書類発送日より 7日	本部の裁定による
車検不可の改造車	30日	本部の裁定による
メーター改ざん車	180日	ペナルティ 5万円+実費
譲渡書類からのメーター改ざん発覚	書類発送日より 30日	ペナルティ 5万円+実費
走行不明（#）申告車のメーター改ざん発覚	書類発送日より 30日	ノーペナルティ+実費
メーター交換（\$）申告車の証明書類なし	書類発送日より 30日	ペナルティ 5万円+実費
メーター交換証明書類があり走行距離が変わるもの	書類発送日より 30日	ペナルティ 3万円+実費
積算計桁不足によりメーターが1周以上し走行距離が変わるもの	書類発送日より 30日	ペナルティ 2万円+実費
規格外メーター交換にて走行距離が変わるもの	30日	ペナルティ 3万円+実費
車検証及び記録簿の走行距離誤記入	書類発送日より 30日	訂正可能なものは除く
マイルメーター表示違い、入力漏れ	翌々日 17:00	
年式の誤入力	書類発送日より 7日	ペナルティ 2万円 但し、入力より高年式の場合はノーペナルティ
登録月の誤入力	書類発送日より 7日	ノーペナルティ 申告より古い場合のみ 一ヶ月あたり3千円の減額基準
車名の誤入力	書類発送日より 7日	本部の裁定による サブネーム等を除く
グレード誤入力	書類発送日より 7日	入力よりH Iグレードは除く
車検期日の誤入力	書類発送日より 7日	1ヶ月あたり 普5千円 軽3千円減額 車検残が抹消であった場合のみキャンセル可
型式、排気量誤入力	書類発送日より 7日	本部の裁定による
車歴誤入力	書類発送日より 7日	リース車は自家用とみなす。積載量が標準で2トン以上のトラック及び乗車定員11人以上のバス等は除く
乗車定員、積載誤入力	書類発送日より 7日	
A C、P S、P Wの有無、燃料、駆動方式、シフト誤入力	翌々日 17:00	
ディーラー車/並行車	書類発送日より 7日	
登録遅れ	書類発送日より 7日	別途、規定有り
色替え	翌々日 17:00	本部の裁定による
色違い	翌々日 17:00	色コード・カラー番号を優先する
型式改、構造変更表示なし	書類発送日より	本部の裁定による

	7日	
新車保証書有り入力車の保証書欠品	書類発送日より7日	メーカー保証期限内の保証対象車は一律5万円 キャンセル可能
		メーカー保証期限外及び保証非対象車は一律1.5万円 キャンセル不可
		*落札価格15万円以下の車両は落札価格の10%上限
名変前の道路交通法違反		本部裁定による実費及びペナルティ
ヘッドレスト等の欠品	翌々日 17:00	部品代2万円以上、初年度登録より5年以内の車両(同年式含む)に限る
ジャッキ、工具、スペアタイヤ等の欠品	翌々日 17:00	現物支給もしくは、一律減額(金額は別表)

一律減額 一覧表

ドライブシャフト	普通車	初年度登録より5年以内かつ走行6万Km未満	¥20,000
	軽自動車	初年度登録より5年以内かつ走行6万Km未満	¥15,000
	普通車	初年度登録より5年以上もしくは走行6万Km以上	¥10,000
	軽自動車	初年度登録より5年以上もしくは走行6万Km以上	¥7,000
マニュアルミッションのクラッチ滑り	普通車		¥15,000
	軽自動車		¥10,000
エアコン不良			¥15,000
ガラス割れ	リペア修理可能		¥10,000
	交換を要するもの(本部の裁定による)		
オーバーヒート	普通車		¥30,000
	軽自動車		¥20,000
スペアタイヤ欠品	普通車、軽自動車		¥5,000
	トラック、バス、外車		¥10,000
ジャッキ欠品	原則、部品支給		¥4,000
工具欠品	原則、部品支給		¥3,000
ヘッドレスト欠品	原則、部品支給		¥7,000

